国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議 保存・利用支援等WG (第1回)

議事録

1. 日 時: 平成28年8月30日(火)10:00~12:00

2. 場 所:中央合同庁舎 8 号館 6 階 623 会議室

3. 出席者:

(構成員)

青木 睦 国文学研究資料館准教授

<座長>秋山 哲一 東洋大学大学院理工研究科長

井上 由里子 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

内田 俊一 一般財団法人建設業振興基金理事長

遠藤 康一 東京工業大学特任講師

小島 浩之 東京大学経済学部資料室·講師

松岡 資明 ジャーナリスト

(オブザーバー)

菊池 光興 独立行政法人国立公文書館フェロー

尾崎 護 公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長

(内閣府)

河内 隆 内閣府大臣官房長

田中 愛智朗 内閣府大臣官房審議官

畠山 貴晃 内閣府大臣官房公文書管理課長

(国立公文書館)

福井 仁史 独立行政法人国立公文書館理事 齊藤 馨 独立行政法人国立公文書館次長

八日市谷 哲生 独立行政法人国立公文書館業務課長補佐

4. 配布資料

資料1 保存・利用支援等ワーキンググループ構成員名簿

資料2 保存・利用支援等ワーキンググループ運営要領(案)

資料3 今後の検討の進め方(案)

資料4 国立公文書館における修復機能、デジタルアーカイブ機能に係る 現状及び今後の取組について(国立公文書館提出資料)

資料 5 修復機能、デジタルアーカイブ機能に係る主な論点(案)

資料6 修復機能・デジタルアーカイブ機能に係る主な論点への意見(青木委員提出資料)

資料7 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議保存・利用支援等 ワーキンググループ第1回会議への意見書(小島委員提出資料) ○畠山課長 ただいまから「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議 保存・利用支援等ワーキンググループ」の第1回目の会合を開会いたします。

本日は早朝より、また、お足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 私は内閣府大臣官房公文書管理課長の畠山でございます。秋山座長に進行をお委ねするま で、進行役を務めさせていただきます。

このワーキンググループにつきましては、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する 調査検討会議の老川座長と御相談の上、資料1のとおり座長を秋山先生に、座長代理を青木 先生にお願いすることといたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、遠藤先生、それから、本日は御欠席でございますけれども、小島先生、そして、国立公文書館の現場サイドからの御意見も伺いながら進めるという考え方の下、オブザーバーとして国立公文書館の八日市谷補佐にも御参加いただいております。

それでは、初回ということでございますので、このワーキンググループに御所属の皆様方に、自己紹介も兼ねまして秋山座長、青木委員、遠藤委員、八日市谷オブザーバーの順番に 一言ずつ御挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

○秋山座長 東洋大学の秋山です。専門分野は建築なのですけれども、建築というと、皆様、設計とか意匠のデザインのイメージを持たれるかと思いますが、私は建築生産やプロジェクトマネジメントのようなものを専門領域としております。このプロジェクトをうまく調整して実現するように、皆様の御協力を得ながら進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青木委員 座長代理を務めさせていただきます、国文学研究資料館の青木睦でございます。私の専門はアーカイブズの保存、今回の機能・施設の在り方で、特に修復やデジタル化が専門というところになります。

本日は、皆様のお手元に大部の「青木委員提出資料」ということで、これまで30年、日本のアーカイブズの保存・修復はどうしたらいいのだと悩みながらやってきた、または、悩む中で、海外のアーカイブズから多くのことを学ばせていただいてきましたので、その関係の資料なども配らせていただきました。

ただ、本日、他の報告書を見ましたら、本当に近々の世界のアーカイブズの調査報告書がまとめられていて、正に私たちがこれから新しい国立公文書館を、日本のアーカイブズをつくっていくに当たって必要な資料が手元にありましたので、私が配らせていただいたのはかなり古いものになりましたが、ただ、そういう関係では何とか微力ではありますが、このナショナルアーカイブズジャパンがより日本の中で人々のために役立つ機関として広く知られるような形で活動できる下支えができるような、国立公文書館の機能・施設の在り方というものの少しでもお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。○遠藤委員 東京工業大学の遠藤でございます。私も実は専門は建築でございまして、私の研究テーマとしては、建築の意匠です。建築のデザインですとか、その使い方、そういったことを中心に空間的な問題をやっておりますが、一方で、博物館学にも関わっております。

大学では、大学の博物館を設置して、その中の空間利用ですとか、あるいはマネジメント、 そういった部分を担っております。

最近は国立公文書館等ということで、私の大学の資料館が位置付いた関係もありまして、 そちらの運営にも関わっておりますことから、プレーヤーサイドとしてはそういった視点 で、新しい国立公文書館が、日本の、世界の資料館をリードしていくような在り方としてど ういう施設がふさわしいかというようなことを一緒に御意見を交わしていければよろしい かと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○八日市谷オブ 国立公文書館の八日市谷と申します。私自身は、国立公文書館においてデジタルアーカイブを主に担当させていただいておりまして、最近、利用・保存、デジタルアーカイブを担当するようになっております。皆様にいろいろ御助言等をいただきながら、私どもも考えてまいりたいと思っておるところでございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

○畠山課長 ありがとうございました。今後議論を進めていくに当たりまして、調査検討会議、親会議との情報共有が重要であるということで、先般開催されました親会議でも御議論いただいたところでございます。そうしたことから、今回親会議の皆様方にもお声をお掛けしておりまして、今回は井上委員、内田委員、松岡委員、尾崎オブザーバー、菊池オブザーバーにもお越しいただいております。また、事務局といたしましては、我々内閣府より官房長の河内、大臣官房審議官の田中、そして、私、また、国立公文書館より理事の福井、次長の齊藤が同席させていただいております。それでは、ここからの進行は秋山座長にお願いいたします。

○秋山座長 それでは、早速なのですけれども、議事次第にあります資料2の説明をお願い したいと思います。本ワーキンググループの運営についてということで、よろしくお願いい たします。

○畠山課長 資料2を御覧いただければと思います。「保存・利用支援等ワーキンググループ運営要領(案)」として作成したものでございます。1つ目としまして、座長、座長代理の位置づけ。2つ目としまして、外部有識者等の出席について。3つ目としまして、会議、資料等の公開について。4つ目としまして、発言あるいはオブザーバーの議決権等について。5つ目としまして、その他ということで、案を作成したものでございます。以上でございます。

○秋山座長 今、説明していただきましたが、これについて何か御意見はありますでしょうか。よろしいですか。それでは、その次ということで、よろしいでしょうか。

○畠山課長 それでは、恐縮ですが、資料3を御覧いただければと思います。「今後の検討 の進め方(案)」ということで作成したものでございます。

この資料の中の1ページ目から4ページ目につきましては、前回の調査検討会議でこういう進め方をするということで御確認いただいたものを改めてお配りしているところでございます。

簡単に説明させていただきますと、1ページ目、今後の進め方でございますけれども、今年度につきましては、衆議院議院運営委員会の小委員会におきまして、今年の5月にいただきました基本計画を策定しろということ。それから、諸室の規模・機能等について調査して、今年度中に報告するというようなことを小委員会からいただいておりますので、これに沿いまして、調査検討会議においてはワーキンググループを開催して、諸室の規模・機能等について検討するということ、あるいは内閣府においては敷地の概況、ボーリング調査等でございますけれども、そうしたことに関する調査を実施するということでございます。それから、平成29年度におきましては、議院運営委員会の小委員会で議論をいただきました後、具体的な諸室のレイアウト、整備方針等の事項について、さらに調査・研究を調査検討会議に進めていただきまして、基本計画策定に向けた報告を取りまとめ、それを受けまして、基本計画を政府において策定する等でございます。

2ページ目が、来年度までかけてつくります基本計画に盛り込む事項ということで、もちろんこれにつきましては、今後の調査検討会議の御議論によって大きく変わり得るところもありますけれども、私どもでつくって調査検討会議で御覧いただいているものということでございます。詳細は省略いたしますけれども、その中で下線を引いているところが、今年度、調査検討会議で主に御検討いただく事項ということでありまして、主にこの部分につきまして、2つのワーキンググループを設置してございますが、こちらの方で御議論いただくことになるということでございます。

3ページ目、今年度の検討体制としまして、ワーキンググループを2つ設けるということでございます。本日開催させていただいておりますのは右側の保存・利用支援等ワーキンググループでございますけれども、そういうワーキンググループを1つ設置するとともに、もう1つの展示・学習等ワーキンググループというものを設置したいと思ってございまして、こちらは展示や学習、または広報の在り方など、そうしたことを中心に議論をしていただく予定でございます。なお、こちらにつきましては来月に第1回目を開催する予定にしてございます。

次のページ、今年度の進め方ということで、先ほども御説明しましたけれども、ゴールといたしましては、今年度中に行う衆議院小委員会への報告ということでございまして、それを念頭に置きまして、親会議は7月に1回開きましたけれども、今年度中は11月ぐらい、それから年明けに2回ぐらいということを考えてございます。それぞれのワーキンググループにつきましては、できますれば今年度に、1、2カ月に1回程度開かせていただくということでお願いしたいと思っているところでございます。なお、下の方に「憲政記念館敷地に関する調査」という茶色のラインがありますけれども、こちらにつきましては、内閣府で別途調査を行うということでございます。以上が、先般の調査検討会議で御確認いただいた資料でございます。以下、5ページ目以降が、このワーキンググループの今後の進め方等について作成した資料でございます。

まず5ページ目でございますけれども、このワーキンググループにおける主な検討事項

といいますか、調査検討の範囲ということでございますけれども、左側に幾つか機能が並んでいる中で、真ん中の方の3つ、保存・修復、調査・研究支援、デジタルアーカイブ、こうしたことにつきまして御議論いただくということをお願いしたいと思っているものでございます。右側の方で、主な関連諸室ということで、書庫や本日の議題である修復施設、あとは閲覧室、そして、これも本日の議題でありますデジタル化施設、こうしたことについての規模・機能ということで御議論いただくということでございます。残りの機能につきましては、主に先ほどの左側の展示・学習のワーキンググループの方で御議論いただくことを予定しているということでございます。

6ページ目、各回における主な検討事項ということで、現在の案ということでおつくりしておるものでございます。

第1回目は本日でございますけれども、修復機能、デジタルアーカイブ機能、これに関わる施設等の在り方ということでございます。

第2回目は、保存機能、調査研究支援機能ということで、検討対象の施設としましては、 受入れ作業、保存作業、そして、書庫あるいは閲覧室等といったことを中心に御議論いただ くということでございます。第2回目につきましても、国立公文書館からまず説明がありま して、その後、先生方に御発表いただく等を含めまして、意見交換をさせていただければと 思ってございます。

うまくいきますれば、第3回目にそれぞれのワーキンググループの取りまとめの方向に 進みたいと思ってございますが、恐縮ですけれども、場合によってはさらにもう1回程度開 催させていただくこともあり得るということで、お願いできればと思っております。

7ページ目、これは先の話かもしれませんけれども、それぞれの機能について、こうした 形で取りまとめていきたいと考えているものの仮案のようなものでございますが、それぞ れの機能につきまして、真ん中の方にワーキンググループで御議論いただいた内容を踏ま えまして、「◎」と記載したものについては優先度が高いでありますとか、それ以外にもこ ういうことの御指摘があったとか、それぞれの議論を経て、取りまとめて整理したいと思っ ているものでございます。資料は、デジタル化関連施設の例ということで書いておりますけ れども、それぞれの機能ごとにこういったものをつくっていくということを予定している ものでございます。以上でございます。

○秋山座長 ありがとうございます。今の議論は、ワーキンググループの進め方の話という ことです。

今、御説明いただいた中身について、よろしいでしょうか。基本的には2つワーキンググループがある中の保存・利用支援、最終的には割とハードも含めたような結論を期待されているということですけれども、よろしいですか。

この方針で進めさせていただくということを皆様で共有できたということで、次が議題 3.の修復機能、デジタルアーカイブ機能に係る現状及び今後の取組等についてということ で、よろしいでしょうか。それでは、資料を準備していただいているということなので、説 明をお願いしたいと思います。

○八日市谷オブ それでは、資料4に基づきまして、修復とデジタルアーカイブの現状について説明させていただきたいと思います。資料ですが、前半がデジタルアーカイブ、後半が修復とまとめてございますので、順番に御覧いただければと思います。

まず、デジタルアーカイブからお話をさせていただきたいと思います。イメージということで、将来的にデジタルアーカイブというものがどういう方向にあるのかと我々現場サイドで想像しているところも含めまして、絵にしてきたものを御紹介させていただきます。

現在、国の方では行政文書の電子化が進められておりまして、今後これらがどんどん進んでまいります。現在、当館では、過去に受け入れた紙文書の電子化をどんどん進めておりまして、新たに電子公文書の受入れにも対応しておるところでございます。こうした取組を、今後も新館において長く続けてまいりますと、徐々にデジタルアーカイブというものが進んでまいりまして、やがてインターネット上のデジタル的な公文書館になっていくのではないかという将来を想像しておる次第です。この中で、当然、親会議でも御議論いただいておりますように、地方公文書館であるとか、国立公文書館等、あるいはMLA機関、歴史資料等保有施設、こうした関係機関との連携が進んでまいりまして、歴史公文書等の情報基盤を提供するデジタルアーカイブというものが今後できていくとよいと思っておるところでございます。

3ページ目、こうした将来の方向性をおぼろげながらも想定しながら、現在もデジタル化が進んでおるところでございます。現在、所蔵資料139万冊のうち13%の18万冊についてデジタル化をしておるところです。主な行政文書、公文書については、以前から取り組んでおりまして、現在は内閣文庫等のデジタル化にも注力しておるところでございます。

作業ですが、東京北の丸の本館の地下1階に作業スペースがございまして、そこで外部委託によるオンサイト作業で行っております。大体100平方メートル程度の非常に狭隘なスペースしかないのですが、そこで年間3万冊程度、コマ数で言いますと210万コマ程度の量になるのですが、毎年作業を続けております。人員的には、外部委託の作業の方が20名から30名程度、スキャナーも13台入って作業をしておるところです。作業なのですが、デジタル化作業に至る前に、前年度のうちに何をデジタル化するのか計画を検討いたしまして、デジタル化する対象資料の調査を行っております。そして、対象資料の調査に基づいて、次年度デジタル化作業を行うという業務の流れで行っておるのが現状でございます。

デジタル化作業なのですが、やや細かく書き過ぎて恐縮なのですが、資料を書庫から出してきて資料の状態を確認し、スキャニングをかけ、スキャニングが終わると検査を行い、資料を書庫に入れる前の確認作業を行って書庫に返却するという一連の作業を1年間(調達期間を除く)で行います。ただ、場所が非常に狭いので、少しずつ資料を書庫から出しながら作業を行ってまた戻すという作業を、果てしなく繰り返しながら期間内で何とか処理をしているのが現状でございます。

こういう作業を続けておりまして、その課題等につきましては、4ページ目に幾つか列挙

させていただいております。既に申し上げましたとおりで、場所が狭隘であるというところもございまして、デジタル化の数量的には、現在の処理数が現状の施設ではほぼ限界の状況です。また、修復と連携して作業をするということが不十分で、その辺りも今後の課題となっております。他にも、既に申し上げたとおりですが、仮置き場がなかなか確保しにくく、毎日、作業のたびに書庫から出してこなければいけないので、作業が非常に非効率となっております。また、こちらはまた少し違う課題なのですが、外部の委託業者が館内に入って作業をいたしますので、この方達の勤務環境、休憩する場所等のほか、セキュリティー上のゾーンの管理、こういったところも今後の課題ではないかと考えております。

こうした課題を考えながら、将来の方向性を想定いたしますに、「課題への対応」ということで書かせていただいておりますが、現在の年間210万コマ、3万冊という数量を、おおむね3倍程度に考えていけると、ある程度しっかりした作業ができるのではないかと考えておりまして、当然、修復等の作業を行い、デジタル化に流すという連携も考慮したいと考えております。こうしたデジタル化業務の拡大につきまして、当然、体制もそうなのですが、必要な設備、フロアの確保等も必要になっておりまして、書庫から上がって専用の資料保管庫に一時保管しつつ、デジタル化作業に順次回していく、こういう作業のフロー、動線、部屋の連携ですね、この辺りを考慮いただけると幸いでございます。また、外部委託によりますので、外部から入ってくる作業員の休憩スペースであるとかロッカールームの確保、あるいは立入区画の管理、こういった機能も必要であると考えております。他にも、大型のスキャナーを多数搬入いたしますので、機材の搬入経路、こういった観点も必要になります。

5ページ目、具体的な部屋と用途、おおよその面積等を算出しております。現在の作業は大体100平方メートルのところで行っておりますので、おおむね3倍程度ということで、複製物作成室は300平方メートルと書いております。資料保管庫は現在ありませんが、こうした保管庫をある程度確保していただいて、業務の効率化を図りたいと考えております。また、大型の資料のデジタル化を行う際には、天井高が高いスタジオのような場所が必要なのですけれども、現在こういった施設はございませんので、こういったきちんとした施設があると幸いでございます。概ねそういった部屋に必要な機能につきましては、「要件」のところに書かせていただいておりますが、動線の管理であるとかセキュリティーの管理、照明、害虫の管理、空調などもきちんと管理いただければと考えておるところでございます。以上、デジタル化施設に関する概要を述べさせていただきました。

続きまして、修復機能につきまして、資料に従いまして御説明を続けさせていただきます。 7ページ目、修復につきましても、将来的な抱負を書かせていただいております。当然のことではありますが、特定歴史公文書等の適切な保存・利用を行っていくのが私どもの務めでございますので、そうした中で、原本の利用あるいは適切な保存、これをきちんとやっていくためにも修復業務は必要であると考えております。そして、修復機能としましては、修復すべき資料が多数ございますので、これを順次計画的に修復していくという作業がございます。また、利用請求であるとか展示、貸出しなどの利用時に当たって修復する作業も必 要になりますので、こういったものに対して随時対応していくという修復作業もございます。他にも、デジタル化のところで申しましたが、今後デジタル化を促進していくに当たりまして、修復してその後デジタル化すべき資料というものもございますので、デジタル化計画と連携した修復という作業も必要であると考えております。

そういった修復の展望を持っている中で、プラスアルファで考えられることを記載させていただいているのですが、現在も修復に関する技術支援ということで、地方公文書館への講師の派遣などを行っておりますが、こういったことも将来的に積極的に行っていきたいと考えております。また、地方自治体等で開催する研修会の他に、当館が地方ごとにそうした修復技術や知識の習得のための研修会を行うということも考えられるのではないかということも書かせていただいております。あるいは、保存・修復に関する普及啓発という業務も考えられる。そういう取組を通じて、国立公文書館等において連携しながら国内の歴史公文書等に関する保存・修復を確かなものにしていく取組を当館としても行っていく必要があるのではないかと展望としては思っておるところでございます。

そうした考え、抱負を持ちながら、現在の修復について御説明させていただきます。8ページ目以降を御覧いただければと思います。

8ページ目に、現在の修復の施設について記載させていただいています。現在、本館の2階修復室が110平方メートル程度ございまして、そこで9名で仕事をしております。地下1階に別途リーフキャスティングの部屋がありまして、そこで虫害資料の機械的な修復を行っております。年間、修復作業としては400冊程度、リーフキャスティングとしては1,200枚程度の対応をしております。また、先ほど申しましたとおり、本館あるいは分館の書庫に保存している修復すべき資料、破損資料の計画的な修復を行いながら、利用時の修復にも対応しております。こちらが現在の取組状況でございます。

9ページ目に、課題を幾つか挙げさせていただいております。施設、体制ともに不十分で、事務スペースと同じような設備で現在作業をしておりますので、例えば水を大量に使用する作業ができない等、作業上の不便が生じております。また、専用の換気設備がない等、細かいことを言い出すと切りがないのですが、一般的な修復施設の在り方を御助言いただければ、この辺りの課題は解決できるのではないかと考えております。先ほど少し申し上げましたとおり、例えば研修生を受け入れるであるとか、そういったプラスアルファをやっていくためにも、現在の施設としては手狭でございまして、こういったことも考慮していく必要があるのではないかと考えておるところです。従いまして、これからその修復作業をよりしっかりと行っていくためにも、体制の強化も必要ですし、スペースや設備の確保が必要であると考えております。これも将来のことですので分からない話ですが、現在の3倍程度、デジタル化に連動して作業が行えるとよいと現場サイドとしては思っておるところでございます。

10ページ目に、修復関連の施設・設備について幾つか列挙させていただいております。基本的には個別の修復作業といいますか、一般的な修復作業をするスペースとして第1修復

作業室、300平方メートル程度と書かせていただいております。現在のスペースの3倍程度になります。また、大型の機材を置いて修復をしなければならない作業もあるのですが、現在こうした作業スペースが確保できておりません。ですから、大型機材を用いる作業スペースも必要であると考えております。他には、現在もありますけれども、リーフキャスティングをこれからも行っていくためのスペースが要るとか、洗い物作業をする場所も現在はありませんので、こういった洗浄処理室というものも必要であると考えております。また、親会議の報告書にもありましたが、脱酸処理が必要なものについては、適宜対応していくための脱酸処理の作業スペースも要ると考えております。その他、大型の資料、例えば横幅4メートル、5メートルといった大型の資料を広げて修復するスペースも新たに確保したいと考えており、書かせていただいております。あるいは、当たり前なのですが、こうした修復作業をしている間に、それを一時保管しておくためのスペースが現在ありませんので、こういったスペースも新たに資料保管庫として書かせていただいております。その他、修復のための道具や材料を保管する倉庫も要るだろうということで、念のため書かせていただいております。

以上、雑駁でございますが、デジタル化及び修復の現状、現場サイドとしては今後あった 方がよいと思われる設備等について、簡単に御説明させていただきました。

○秋山座長 ありがとうございました。デジタルアーカイブの機能と修復の機能、それぞれ について、現状や改善すべき課題等を御説明いただきました。

今後の議論を進めるに当たりまして、事務局と相談をして、論点というものを挙げさせて いただいておりますので、それをまず事務局から簡単に説明いただいて、その後、ディスカ ッションに移りたいと思います。

○畠山課長 それでは、資料 5、横長の 1 枚紙がついているかと思うのですけれども、こちらを簡単に御説明させていただきます。

本日御議論いただきたいと思っております主な論点ということで作成しております。

まず1つ目、修復、複製物作成の計画的な実施の在り方ということですけれども、もちろん幾らでも資源を投入して、幾らでもつくって直していける、あるいはデジタル化できるということであればよろしいのかと思うのですが、なかなかそういうことも難しいかと思いますので、どのように優先度を判断するのか、長期的な計画を立てるのがいいのかということについて、論点になり得るかと思います。それから、プロセス管理・資料全体の状況把握ということで、後ほどまた青木委員にもお話しいただく場合もあろうかと思いますけれども、どういうものが望ましいのかということも御議論いただければと思っているところでございます。

2つ目、修復機能とデジタルアーカイブ機能の連携ということでありまして、先ほど公文 書館の説明からもありましたけれども、デジタル化を進めるに当たりまして、修復が必要な ものは当然その前段階として修復ということになろうかと思いますけれども、修復業務と デジタル化業務を連携して効率的に進めるためにどのような業務の流れが望ましいかとい うことも改めて御議論いただければと思います。また、理想的な業務の流れを実現するため にどのような施設の配置が適当か、この部屋とこの部屋は隣接しているのが適当であろう とか、そういうことがありますれば、これも御議論いただければと思ってございます。

3つ目、デジタル化後の資料の取扱いということで、デジタル化が済んだ資料につきまして、災害発生の可能性等も視野に入れまして、どのような方針で保存・管理することが望ましいか、マイクロフィルム等持っておくべきかどうか、あるいはそれを持っているとすれば保存場所、つくば分館あるいは新館、どちらが適当かというようなことについても御議論いただければと思ってございます。

なお、この資料には書いてございませんけれども、それぞれ御議論をいただくに当たりまして、先ほど公文書館からそれぞれの機能について何平方メートルと面積を書いて説明があったところでございますが、必ずしもそれを、例えば100を80にするとか、そういう定量的なお話をお決めいただくということではなくて、どちらかというと、こういう機能は是非大事だとか、そういう定性的なお話をまずしていただいて、あとは全体の大きさから見て割当てというようなことになろうかと思っておりますので、どちらかというと、そういう観点で御議論いただければ幸いでございます。もちろん、なかなか言いづらいですけれども、こういう機能は必要ないのではないかというようなことも当然仰っていただいても結構でございますし、新たに公文書館が指摘していないことでもこういう機能はあり得るのではないかというようなことも御指摘いただいても結構でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○秋山座長 ありがとうございました。

こういう進め方で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

早速なのですけれども、既に青木委員からこれに関する資料を準備していただいておりますので、それを御紹介いただきたいと思います。

○青木委員 では、私から修復機能・デジタルアーカイブ機能に係る論点ということで、意見をまとめさせていただきましたが、まずは、先ほど報告していただいたところについて4点ほど質問とお願いがありますので、先に付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。

1点目、まず、現在は紙媒体からデジタルアーカイブするという流れと、これからデジタルアーカイブとして、もうデジタル媒体のものがあるわけで、この2系統からデジタルアーカイブ化というのは進んでいくということになりますが、今のところ、デジタルアーカイブ、電子媒体のものというのは少ないとは思いますけれども、現在デジタルアーカイブの管理等についてはどうなっているのかです。

そうすると、紙媒体のものをデジタル化するのを、今回の新館構想の中で約3倍にするということになっておりますので、3倍すると紙媒体はこれから省庁のものもどんどん必要なものが入ってくるとは思いますが、案外省庁もいろいろなところの倉庫を整理してくると、このような歴史的公文書が見つかったというのでどんどん入ってくると思いますが、3倍で処置していくと、紙媒体のデジタル化というものを、将来大体どの程度の計画を指針と

して立てているのかということが2点目です。

3点目が、これまでデジタル化したものを、閲覧室でどうしても原本を確認したいと。特に近現代の明治期の簿冊などですと、とじの部分が撮れていなかったりするとなどというのは私どもの国文学研究資料館ではよくあるのですが、デジタル化はしたのだけれども、原本も見たいというものがあると。そういうニーズというものは今、どのくらい把握されているのかという点です。事前にいただいた報告書の中で、その辺りを読み取れなかったところがあるので、それが3点目です。

最後になりますが、今、御提案された中には、アーカイブズの保存・修復の研究開発、これは媒体の調査も必要です。特に今、私たち日本のアーカイブズの保存はほぼ、1966年のフィレンツェの大水害の後、アメリカやイギリスが研究開発でお金を投じてくれた様々な脱酸の方法を学んで、それを検証しながら行っている状況なのです。ただし、これからアジアにおける国立公文書館の役割を考えていきますと、正にアジアにおける記録媒体、特に植民地等のものもありますので、明治から近年までの記録媒体の研究とか、そういうものというのは劣化の症例も含めて必要です。

これは調査・研究をするというだけではなくて、きちんとした検査をする。今、包材、保存・修復の措置で使っている中性紙のボード等についての安全性については、アメリカのPATという試験方法をそのまま使っているのです。それを使うにしても、国立公文書館の中で検査ができないのか、外注してまたこれをアメリカの検査機関にまでわざわざ出すのか。様々なこれからの修復材料を考えていくときに、特に全国の都道府県の技術支援及びそこでの修復の研修で指導するということになっていれば、その材料をきちんと自分たちのところで検査ができないということであると問題であります。そういう点で、きちんとした研究開発や検査する機能というものは是非持っていただきたい。これは、民間の企業との連携というのはとても重要です。民間の方々はとてもそれらをよく研究していますが、そこと連携できるところがなければ、精査してこれがいいのか悪いのかという判断が国立公文書館の中でできないというのは問題であろうと思います。

先ほどお話しした明治から近々までの記録媒体の変遷とか、これは展示にとても活かせるところでもあります。来週にはICAの世界大会が韓国で開かれるということで、後でもお話ししますが、韓国の展示はとても良いです。私が本当に日本でこういうアーカイブズの展示をしたいと思ったら、韓国にそこの展示場があったぐらいです。正に近年までの記録媒体の変遷、紙からマイクロフィルムや映像フィルム、様々に変遷してくる工程がエキシビションルームで展示されているのと、実際にそれが使える、オープンリールも動くという展示なのです。そういう点ではとても参考になりますし、また、そういうところを実施するということについては、保存・修復の部門が重要であろうと考えております。

4点、今、御報告していただいたことについて付け加えさせていただきました。

では、資料6ということで、今回事前になかなか時間がとれなくて、中途半端で大変申し訳ないのですが、日頃から考えているところについてこれからお話をします。

現状については、国立公文書館から報告を受けましたので、正に今4点質問させていただいたように、現状から、これからの新たな展開に対しては、今の4点を含めて意見を入れさせていただきました。

国立公文書館の報告を受けて、今回は修復とデジタル化の問題ではありますが、日本のナショナルアーカイブズとして、国立公文書館って何なのと、市民や国民が見たときにわかる施設をつくっていくということがとても重要でありますが、アーカイブズの根幹は、収蔵庫での正に宝となる収蔵コレクションなのです。なかなかこれは市民の方々にお見せするということはできません。ただ、この建築設備を考えるときには、国立公文書館とは何なのかと問われたときに、それを表現できるものを目指すということがとても重要かと思っております。

前の調査報告書、今回のデジタルアーカイブズの機能のところで、11ページのところにも ありますが、「平成25年度特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査」は大変克明な調査を されておりますし、それに対する公文書館に関わる、特に亡くなられて残念だったのですが、 神奈川県の公文書館にいらした石原さんなどの、これらの劣化調査に対しての細かい指摘 が入っておりました。これを見ていきますと、破損資料の数量も把握されておりますし、個 別に対応すべき資料の数量も把握されております。これの数量を把握するということが、ナ ショナルアーカイブズの今後のプリザベーションプランニングの基礎となるわけで、既に これができているということは、とても評価できることであります。これらを基にして、そ れぞれのもの、ただし、実際にこの資料の劣化状態に応じてデジタル化、または原本の修復 というときに、デジタル化というのは基本になってくることだと思いますし、特に、それと ともにここにあるリハウジングですね。保存措置、その資料自体をクリーニングして保存容 器に入れるというようなこと、これはそれぞれの劣化状況にかかわらず、全体的に行うべき ところでもあるのかなとも思います。ですから、まず修復につきましては、この基礎調査を 基にした形で選んでいく。特に今、弱いと思っているのはリハウジングの部分と、どれだけ のものをデジタル化していくのかというところを明確にしていく必要があるのだろうと思 います。

適切な優先度の判断に基づいて、私は戦争的な用語を保存には使わないということを考えておりまして、できるだけここは「積極的」ということで、積極的、計画的に修復及びデジタル化を進めることの重要性の中では、現状を踏まえてデジタル化を進めるということは必要だと思います。

本来、利用頻度や利用ニーズを調査してからデジタル化するのでありますけれども、実は私どものところもそうなのですが、研究動向や利用傾向はつかめません。それを調査するといっても、なかなか難しいのです。例えば、「真田丸」が放送されれば、真田家関係の文書は今、私どものところに3万点ありますので、急激に利用が増加します。ただし、大河ドラマに合わせてデジタル化するわけにはいかないわけでありまして、そうすると、対応する必要性としては、自らがこういうものをデジタル化していくのだというPRをして、広報をして

いくと。だから見に来てくださいと、デジタル化できたものはこういうものがあるのだから と広報することによって利用が拡大する。これは、海外に向けてもそうだと思います。です から、ここについては積極的にデジタル化したもののPRをしながら進める。デジタル化する 前につきましては、きちんとした修復をしていく必要があろうかと思います。

実は、これ(5枚目スライド)は今の私どもの国文学研究資料館の収蔵庫であります。左側の帙(ちつ)がむき出しになっているところは、過去の品川区戸越に施設があった時代はこのように並んでいたのですが、現在は右側のように全てはめ込み式の中性紙の段ボールの中に入れております。正にアーカイブズをどう保存していくのか、保存・修復の原則の中で、きちんと原型を保存しながら、安全であること。私たちが処理をしたことが可逆的に元に戻せる、リバーシビリティーがあること。何を使ったのかという記録化をきちんとしていくことというのは前提であります。これらのことが、特に国立公文書館の本館もつくば分館もそうなのですが、リハウジングとこの保存措置の部分が弱い。基本的に、それらのものをきちんとしていくということがとても重要だということを指摘させていただきます。

もう一つ、これからのデジタル化を進めていく中では、本来ですと、現物利用のときにはかなり補修の強度というもの、あくまでも補修というのは、紙質の強度を上げる強化処置でありますので、手を加えて強度を高めなくてはいけない。でも、撮影時の対応としては、強化が少なくていいのです。落ちそうなところをちょっと留めてあげるだけでも撮影、デジタル化はできます。実際、私どもも、この(6枚目スライド)図はバチカン図書館に収蔵されております日本のキリシタン資料2万点ほどのデジタル化をしていく中で、バチカン図書館の保存・修復のラボの方々と検討した中で出したものでありますけれども、撮影時対応は強化が少なくても大丈夫なのだと。ただし、現物を利用する、展示をしたいということになりますと、多少強化を強めていくということがあります。ここのところで修復の度合いも変わっていくのだということを明確にしていく必要があるということです。ですから、流れとしては、必ずデジタル化の前に事前処置として、撮影時に最小限の修復をしておくと撮影の際に資料を傷めないということにもつながってまいりますので、それが重要だということを指摘させていただきます。

重要なポイントなのですが、資料保存のマネジメントをするということがとても重要でありまして、これは国民の方々への説明責任にも当たるかと思います。資料保存を経営的・財政的に考慮して、きちんとした管理をしていく。特に、修復の役割というものをかけることによって意味がどれだけなされるのかということをきちんと出すべきなのです。先ほどデジタル化が進んでいく中では、そんなにきちんとした形で修復しなくていい。ただ、これを修復した後に展示をしたい、現物をお見せしたいということになったときには、修復の度合いも変わってくる。それらをきちんと管理するためのマネジメントをする専門職が必要なのです。これはとても重要でありまして、資料保存は技術的な課題ではありません。正に、先ほど八日市谷オブザーバーが説明されたようなことをきちんとまとめる、ここで言えばマネジャーということになろうかと思います。

マネジャーの役割が、全国的に言って、これは博物館においても図書館においてもそうなのですが、プリザベーション・アドミニストレーターということになります。コンサベーターのような修復専門職ではありません。国立公文書館における全体の保存プランニングをして、データベース化や公開や展示等の人たちと密にきちんとした形で連携しながらやっていけるマネジャーというものが必要です。ですから、こういうアドミニストレーターというものもきちんと位置付けるということをしていただきたい。あくまでもそれぞれのお役所ですから、係長でも課長でも、そうした形での管理専門職としての役割というものは、名称の中でもきちんと残しておいていただく必要があるということであります。これらは、なぜ多くのお金をかけて資料を修復するのかということをきちんと説明できるためにも、重要なところであります。

次には、全体的な業務のフローの在り方でありますが、これは実際に現場でやられている方々が一番よく分かっているわけで、これ(10枚目スライド図)はすごく古いものなのです。1985年に北海道立文書館をつくられた鈴江先生が作成されたもので、必ずこういう流れを描いていくと、保存の部分がどこにあるのかということが流れとしてよく分かりやすいのです。そういう意味では、各省庁の保管状況を調査することは実はとても重要でありまして、つくば分館でもそうなのですが、事前に省庁の倉庫がゴキブリまみれで埃だらけの倉庫から来たのか、庁舎の空調設備の効いたところから来たのかによっては、対応は全然違うのです。点検コストを下げるという意味でも、そういう省庁の保管状況を調査してから受入れを行っていくというところから始まるわけで、それで保存措置、修復処置やデジタル化、ここでは先ほどもお話ししたように、デジタル化をする前にきちんとしたところで処置をしておけば、デジタル化がスムーズであるということになりますので、そういう流れを見ておいていただければと思います。

これ(11枚目スライド)は私も以前からやっていたところですが、アーカイブズの機能と空間では、それぞれ収蔵庫、ただし、国立公文書館なのでどうしても特別収蔵庫になろうかと思いますが、私の考える特別収蔵庫というのは、脆弱な資料のタイプに合わせた環境なのです。例えば、カナダの国立公文書館、今は図書館と一緒になってしまいましたけれども、ガティノーの保存センターというのは、正にこのタイプ別に合わせた収蔵施設がきちんと整備されております。そういう脆弱な資料のタイプ別の収蔵庫というものをきちんとつくっていくということが必要になってくる。こういう空間と概念図はきちんと描いていただきたいということになります。

室内環境、必要な設備でありますけれども、絶対に博物館の収蔵庫だけは真似しないでください。博物館の収蔵庫は、基本的に展示をするときにしか開けません。ですから、非常に頑丈なドアをつけています。現在の私たちの国立公文書館は、素晴らしいのです。自動ドアで収蔵庫に入れますから、正に大きな簿冊を持ってこれから閲覧者の方に出そうというときに手がいっぱい、でも、自動ドアだから出納が楽になるわけです。そういう面では、図書館に近い。図書館の開架図書とは違うけれども、アーカイブズというのはそうなのだという

ことをきちんと位置付けておいていただきたい。利用頻度の低いものについては博物館でも構いませんが、ただし、博物館の収蔵庫でなくても、温度、湿度の環境というものはきちんと管理できます。

アーカイブズの周辺の温湿度の環境というのは、諸機関から入ってきたら、きちんと生物被害対策室で管理をする。そこから収蔵庫に入る。ただし、デジタル化が進めば別ですけれども、収蔵庫と閲覧室は日頃から利用頻度が上がれば上がるほど、行ったり来たりするのです。結露しそうな寒い部屋のところというのは、必ず馴らしが必要になってきます。そういう場合に、閲覧室から収蔵庫へ向かうに従って変化の少ない環境をきちんとつくる、急激な変化を避ける、あと、日変動を最低に抑えていくということが重要になる。また、変温恒湿、夏と冬、温度と湿度を変えることで、これは十分です。今は博物館においても常に温度を一定に、常に湿度を一定にとはしません。変温恒湿であります。考えてみれば、正倉院の御物の収蔵庫であります東宝庫も西宝庫も全く温湿度の管理はしておりませんし、宮内庁書陵部の収蔵庫であります。ただし、温暖化が進みますと、夏場は酷くなりますので、夏場だけはちゃんと温度を下げる。冬場は多少寒くても大丈夫なのです。ただ、閲覧室への移動ということがありますので、そこの差がない程度の収蔵庫の温度の管理をしていくと良いと思います。カビの問題は、きちんと65%RH以下で制御する形をとっていく。

これから施設のボーリング調査をして、どういう構造になるのかということにはなろうかと思いますけれども、収蔵施設の位置というのは、何らかの形で周りに遮蔽層があると、温度、湿度の影響を受けなくなります。カナダの保存センターのガティノーの収蔵施設は真ん中にあります。周りはラボで囲むのです。それから、九州国立博物館も展示室の横が収蔵庫になっていて、その周りに空間層があります。中国の档案館は、収蔵庫の周りは全部廊下です。そのような建築があります。正にそのような形で使うということと、地下はどのような構造かというのは、地下の水の問題もありますので、これはきちんとした検査が必要ですし、免震の構造をとるということも必要かと思います。地下をたくさん掘らない場合には、北側の方に収蔵庫を向ける形をとっていくことによって、温度、湿度、これはランニングコストをすごく下げる形でとれます。

ですから、省エネの建物をきちんと最初に建てておけば、かなり光熱費は抑えられる。実は当館も残念ながら温度は制御しておりません。ただし、夏場は収蔵庫は26度から28度です。閲覧室が大体28度ですから、収蔵庫に入って閲覧室に行きますので、そう考えると、収蔵庫の中で収蔵資料を管理するに当たっては、出納があるという点では一定の良質な環境と評価できるかと思います。そのように、これまでの中には博物館と同じような考え方でアーカイブズの建築設備を考えてしまったことによって、様々な弊害が起きておりますので、アーカイブズの建築というものをきちんと考える必要があるということになります。そういう点でお話をしました。

あと、アーカイブズの物理的な階層ですが、階層ごとにそれぞれのコレクションまたは物が入ってきます。これは国立公文書館の方にも必ずお話ししておきたいのですが、あくまで

も省庁ごとにフロアを分けたりなどはしなくていいのです。アーカイブズというのは、どんどん記さいけばいいのです。空いているところにどんどん詰め込んでいって、どんどん収蔵施設がいっぱいになっていく。これは、ドイツの公文書館のコブレンツなどもそうです。ですから、番号さえデジタル化されたデータベースで検索できればいいので、フロアごとに何々を置くということは必要ないのです。あくまでも番号をつけて、階層ごとにどんどん詰め込んでいく。ただ、階層ごとに温湿度の傾向などがありますから、それから、脆弱なものの場合が多いとか、特に戦前期のものが多く集まるなどということになっていきますと、多少温度、湿度、デジタル化が終わったものというのは、逆に言うと利用頻度が低くなるわけですから、そういうところでの階層はきちんと見ていく必要があろうかと思います。今、私たちは特に地球環境とアーカイブズというものを考えていかなくてはなりません。特に、博物館はとても今、光熱費を食います。図書館においても、国立国会図書館の関西館の年間電気料、維持費というのは億を超えます。そういう点で地球環境とアーカイブズは考えていかなくてはいけない。

それと、環境保護と人命の尊重ということで、殺虫における薬剤の使用は自粛すべきであります。特に、つくば分館における酸化エチレンの使用というのは、欧米諸国において発がん性物質と指定されているものを使っていくということであり、自粛しなくてはならないということで、早々に殺虫の方針は変えていただかなくてはならないということがあります。前回、つくば分館を見学させていただきました。その場ではお伝えしませんでしたが、そういうところを私たちはきちんと押さえていく必要がありますので、是非お願いしたい。それから、地球温暖化対策としては、収蔵庫・展示室の環境、つまり温度、湿度、照明を見直すことによってできるということです。世界の気象動向としては、洪水の頻度増加や被災地の拡大ということがありますので、国の機関として災害が起きたときの何らかの形での支援。イギリスのブリティッシュライブラリーには大きな冷凍庫があります。確か、国会図書館も冷凍庫をどうしようかなどという話をしていたと思います。そういうようなこともありますし、真空凍結乾燥機が必要か。ただし、これは日常的に必要でなければ難しいところでもありますので、そういうところは、これからMLAの連携というのは保存の問題でも必要になってくるかと思います。

次に、デジタル化後の資料の取扱いでありますが、今、お話ししましたように、デジタル化しますと利用頻度がどんどん下がっていきます。そういう点では、つくば分館の空き面積もありますので、どんどん増えていくということも考えられるかと思います。あとは、デジタルデータのことも考えたときに、つくば分館は付近施設と、茨城の場合には東海村があったり、地震の問題がありますね。筑波山の麓で、私は土浦市の出身なものですから、筑波山も死火山と習っていたのですが、今、死火山は死語になっているそうですね。そういうことを考えると、災害の問題の中で、この辺りのところはきちんと押さえる必要があるかとは思いますが、つくば分館はそういう点で様々な機能を広範に拡大できる立地としてはいいと思います。ただ、ここにもありますが、私ども国文学研究資料館とも兄弟に当たりますが、

高エネルギー加速器研究機構があって、そういうものも事故の発生の問題などは忘れないできちんと提携しておく必要があるであろうということで、忘れないようにしておきたいということで書かせていただきました。

これまでお話ししたところをまとめます。

正に原資料はオリジナルの普遍的な価値がありますので、原本だからこそ多くの人たちがそのアーカイブズを残すこと。それから、世界の記憶遺産ということになりますと、オリジナリティーというのはとても重要であります。ただし、電子データできちんと残すということも必要であります。利用拡大ということでは、デジタル化はとても重要であります。ただ、その中で今後デジタル化したものをマイクロフィルム化、ただ、マイクロフィルムも国内におけるマイクロフィルムをこういうデジタルデータからの保存媒体として、特にマイクロフィルムは、ヒューマンリーダブルレコードです。目に見える。それから、焼いたことがありますが、焼けても中まで焼けないのです。そういうことを考えますと、マイクロフィルムと電子データとオリジナルという残し方というのは、これはとても重要なことになってくるだろうと思います。特に、アジア歴史資料センターのものはデジタル化したもので、外部のものをデジタル化して公開するわけですから、マイクロフィルムでどこかで危機分散という点では、とても重要かと思います。

国際的な協定を模索するという面でも、ICAの動向を見ていく必要があろうかと思います。ですから、私は原資料と資源情報のトライアングル保存ということをとても重要と考えております。中国においては、これは地理的な問題でありますけれども、データのバックアップは300キロメートル以上離れて、かつ同流域、大きな黄河などがありますが、それから、同じ地震帯に立地しないで保存するということが鉄則になっているわけです。私たちは、逆に言うと、東京都にあってつくば分館、これは少し近過ぎるとは思いますが、なかなか日本の国土の中で断層のないところに建物を建てないということ自体が難しいそうですから、それは難しいのだとは思います。ただ、これらについては考えていく必要があろうと思います。

アーカイブの関連施設の整備におけるベースとなる考え方につきましては、私の提出した、若い頃から悩みながらまとめたものとか、この中でも先ほどもお話ししましたが、カナダのガティノー保存センターが大変参考になりました。

皆様も来週はICAに行かれて、韓国の国家記録院、是非じっくりと見ていただきたい。また、調べましたところ、国立公文書館の『アーカイブズ』の33号に中島専門官がきちんと国家記録院の見学記を書かれていて、ここの収蔵庫は何の変哲もありません。私はそれが一番いいと思っています。普通の倉庫のような収蔵庫です。そこに手動式の集密書架がありまして、そこに並べられております。天井はありません。ダクトが見えています。それでいいのです。そういうところでそれぞれの施設を多く見せていただいた中で、お隣の国の韓国の国家記録院は最先端であります。

私も今回の参考資料の中でアメリカのカレッジパークのアーカイブズⅡの論文を翻訳さ

せていただきましたけれども、そこを読んでもそうなのです。本当にアーカイブズ、文書の収蔵庫としての在り方というものを、温度、湿度は制御いたしますけれども、そういうようにする。それから、アメリカのカレッジパークはスプリンクラーで消火します。人間が死ぬような消火設備をとらないというのがアメリカとヨーロッパの考え方で、人命よりも資料が濡れないということを大事にする日本のアーカイブズの消火設備の考え方とは異なります。そういう点もそれぞれ違う。ただし、日本においても人間に優しい消火設備、窒素などは空気中に70%以上ありますので、案外耐候性があったりするということも消防署から聞いております。そういう様々な消火設備なども含めたところを考えていただければと思っております。

私は国文学研究資料館が今から9年前に移転して、移転する際にどうしていけばいいのか、お金を使うのはあまりと。あと、木材は有機物をたくさん放散しますので、あれほど保存科学的に制御しづらい素材というものはないのです。外材が多いです。日本国内のものはなかなか使えません。そういうことを考えてくると、収蔵、アーカイブズの適切な保存環境の維持を管理していくということになってくると、別段木材を使わなくてもいいだろうということになります。それから、地球環境を守る、ランニングコストの軽減、これはとても責務のあることであります。これは考えるべきであるということ。それから、最後に利用者と職員の安全、特に職員が快適であればあるだけ、資料を大切にします。きっと楽しくない職場でアーカイブズを扱っていたら、ぞんざいになるのではないかと思うのです。そういう点では、利用者も職員も快適であるということが重要であろうと思っております。

保存図書館の役割は、これはアーカイブズなのに何でと思われるかもしれませんが、実は アーカイブズにも官公庁の図書類は入ってくるのです。官公庁の図書類はアーカイブズで 管理しなくてはいけないのですが、国立公文書館はどうか知らないのですけれども、国会図 書館では全部本カバーと本のブックケースは捨てます。案外誰も知らないのです。本のケー スは本の一部です。分身と言ってもいいくらいです。それを司書の方は捨ててしまうのです。 私は司書の資格も持っていて、学芸員の資格も持っていて、アーカイブズで目録もつくった りするので、アーキビストであると考えたときに、図書館の司書の方は迷いもなく捨てるの です。今でも当館の司書の方が、歴史の方のだけブックケースがあるのだけれども、箱は捨 てましょうよと言います。 計算したのですけれども、1 列の中でブックケースをつけている のとつけていないのだと、たった3センチの本しか入れられないのです。1列に3センチの 本を入れるためにあのブックケースを捨てるのかということなのです。だから、アーカイブ ズにおける図書というのは、そういう意味では、保存図書館的な図書のアーカイブズに関わ っている附帯的なものですから、そういう役割というのは持っていただきたいと。これは、 都道府県のアーカイブズにおいても案外文書館ではちゃんと本のカバーは捨てずに、プリ フェクチャーのアーカイブズを残しています。ですから、そういうところが必要だと思いま す。

これは、直接こういう会議で御報告いただかなくてもいいのですが、もう10年以上を超え

た国会図書館の地下の何層もある収蔵庫の状態がどうなのか。あそこの貴重書庫はヒノキ材を使って、ヒノキチオールが飛んで大変なことになったのです。ですから、いろいろな悪い例を御報告いただけると思うし、いいところも是非報告いただきたい。それから、東京国立博物館は、今、お話ししたように温度、湿度の制御のためにランニングコストをどう考えるのか。24時間空調をしていかなくてはいけない、でも、事業所としての電気料の問題がありますので、そこでどう考えるのかというところではとても苦心しております。そういう点を、多分国立公文書館も事業所としての電気光熱費の問題をいつも問題にされると思うのです。ですから、その辺のところをきちんと知りたいということと、イギリスにおいて『博物館・アーカイブズ・図書館のためのコレクション・ケア基準:自己点検マニュアル』というものが出ております。これはイギリスの例なのですが、MLAということで、今回新たな国立公文書館ができるに当たっては、ミュージアム、ライブラリーとの連携を密にしていって、それぞれの役割としてぜひそういうところはきちんとできたらいいなと考えております。

お時間を大分いただきましたが、現状での報告と、本来修復やデジタル化において重要であろうと思われるところにつきましては、簡単ではありますが、述べさせていただきました。また、御意見、御質問などもおありかと思いますし、今後の検討の素材として出させていただいたということで、報告を一旦締めさせていただきます。

○秋山座長 ありがとうございました。

大変多方面かつ詳細に、現状というよりもかなり方向性に関わるような御指摘もいただいたように思います。

最初に御質問もいただいておりますが、本日欠席の小島委員からも御意見をいただいているので、それを事務局から報告いただいて、ディスカッションは全体をまとめて行わせていただこうと思います。

○畠山課長 それでは、最後の資料7に、本日御欠席ではありますけれども、小島委員から 意見書ということでいただいてございます。

まず、資料4に関してということでありますけれども、詳細の読み上げは省略して、ポイントを申し上げますと、1つ目、全体を統括し、マネジメントできるようなプリザベーション部門の設立、人材の育成が望まれるという御指摘をいただいてございます。

また、2つ目ですけれども、デジタルデータにつきまして、これについても保存計画、技術、費用の各視点から適正ラインを指針として示すべきであると、ランニングコストの観点等からそうしたことは必要であるというような御指摘をいただいたところでございます。

資料5に関して、これは私どもで説明した資料ですけれども、1つ目としては、国立公文書館としての資料保存全体の指針の策定が急務であるという御指摘をいただいているところでございます。

2つ目は、本館とつくば分館の関係の整理ということで、今までの流れなどもありますけれども、全体の流れを一旦白紙に戻して、費用対効果の観点から、それぞれ適正な再配置を 模索すべきではないかという御指摘をいただいているところでございます。 最後でございますけれども、デジタル化の関係でございます。まず、原本が最重要であって、この保存には最大限のコストを投じて然るべきということでありますが、その2行ぐらい下ですけれども、複数媒体で内容情報のみを維持することも長期的には重要で、デジタルデータはコピーを複数箇所で保存、既存のマイクロフィルムもできるだけ保存するということを御提言いただいております。ただ、そこに書いておりますとおり、1980年代以前に製造されたTACフィルムというもので、既に劣化しているものについては、破棄ということも考えてよかろうという御提言をいただいているところでございます。

以上でございます。

○秋山座長 ありがとうございました。

それでは、少しディスカッションしたいのですけれども、まず、青木委員から公文書館に 4点御質問を挙げていただいておりますが、それについて答えられる範囲で答えていただ くということを先にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○八日市谷オブ それでは、可能な範囲でお答えさせていただきます。

まず、電子公文書の関係ですが、平成23年度から受け入れておりまして、昨年度までの実績で、大体873の行政文書ファイルと広報資料を受け入れております。今後も少しずつ増えていくのではないかと思っております。

次に、デジタル化の今後の将来的な計画はどうかというお話ですが、現在の計画は、毎年 当館で複製物作成計画というものを持っておりますので、それに従って、毎年度の数量を予 算等の兼ね合いを勘案しまして、事業計画に入れて進めております。こちらは長期的な計画 を現時点で明確に持っているわけではないのですが、例えば3倍ぐらいやったらどうなの だという御質問に対しては、簡単に手元の計算だけですけれども、10年ぐらい例えば9万冊 を行っていくと、90万冊ぐらいデジタル化することになるのですが、毎年受け入れる数量も、 現在2.5万冊ぐらいなのですが、こちらもどんどんこれから増加していくことを見込んでお りますので、10年、20年経っていくと大体何とか半分程度デジタル化できるという手元の計 算にはなってくるのかなと思って今、聞いておりました。

3つ目、原本の利用ニーズということですが、基本的に当館の閲覧室で原本を御利用いただける制度になっておりますので、デジタル化していっても、閲覧室にいらっしゃって原本を見たいという方がいらっしゃれば、もちろん御覧いただけます。特に、デジタル化していても具体的な資料の内容をもうちょっと確認したいであるとか、ページも自分で御確認されたいとか、そういう研究者のニーズというものはきちんとございますので、原本の利用ニーズというものはあると考えております。

また、例えば破損等のおそれから利用制限しているものが場合によってはあるのですが、 これらについても原本の特別利用という制度がございまして、調査・研究等のために、紙質 であるとか、印影をきちんと確認するとか、そういう目的のために利用できる仕組みもござ いまして、こちらもニーズがあると考えております。

4つ目ですが、こちらも委員の仰るとおりで、私どもも例えば被災公文書等修復支援事業

を行った過去もございまして、できるだけそういったセンター機能という、そういった今回 親会議で言われているところにも取り組んでまいりたいと思いますし、あとは修復素材、材 質の検査という、ここがまたどこまでできるのか分からないのですが、私どもも今、海外の PAT試験というものを参考にしながら部材を選んだりしておりますけれども、国内でこうい う仕組みがあったら確かにいいのかなと聞いていて思った次第です。

○秋山座長 ありがとうございました。

今の話で、現状は御説明いただけたかと思います。3番目の原本のお話は、今回の新しい公文書館で原本はどの程度の割合で収蔵しておくというか、その辺のイメージのようなものはあるのですか。

- ○八日市谷オブ 原本ですが、量的な問題で。
- ○秋山座長 では、後でいいです。分かりました。

それでは、青木委員から先ほど御丁寧な説明をいただいたのですけれども、事務局からでも結構ですし、委員からでも質問なりありましたら御自由にお願いします。

○遠藤委員 小島委員の意見にもあったのですけれども、実は非常に突っ込んだ議論に入りにくい。私としては今、そう思っていまして、まず全体像ですが、少し不明瞭なのです。 それはつくば分館と東京の新しい建物の問題、あと、現状の建物をどうするのかという問題 もあろうかと思うのですけれども、その中での役割、機能分担をどのように考えていくのかということ。

もう1つは、本日正に議題に上がっております資料のデジタル化と修復など、そういった 流れの問題ですが、恐らくこれは私の勝手なイメージですけれども、こういうアーカイブを 象徴するようなスペースということで考えると、様々なスペースがありますけれども、大き くは書庫と閲覧スペースだと思うのです。そういったときに、海外の事例などを見ています と、例えばフランスの新しい公文書館などは非常に大きな閲覧施設を持っている。それは、 1階に文書を読む部分、2階に映像資料を見る部分というように、非常に象徴的につくられ ているところがあって、それは一般国民に開かれた公共施設の在り方として、そこの部分の 利用を促進するというのは非常に重要な側面なのかなと、その空間配置を見ても思うわけ なのです。

一方で、デジタル化というのは確かに非常に使いやすくなるわけで、これはこれからとても欠かせなくなってくるわけです。デジタル化の方針と、青木委員の御質問にもありましたけれども、原本閲覧をしていくニーズのバランスですとか、それを積極的に活用していくために修復をしていく、デジタル化、原本、それの活用ということが大きくスペース配分にも関わってくる問題だと思うのです。要するに、デジタル化を大きくしてしまえば閲覧室は小さくていいのではないか、今ぐらいの規模でもいいのではないかという話もあるわけです。でも、それが新しい新館としていいのかどうかと。その辺りは、開かれた公文書館ということを目指す上での、一つのコンセプトの大きな部分になるのではないかと思います。

○秋山座長 ありがとうございます。

かなり重要な御指摘で、小島委員提出の意見書も全体の指針を示す、今の遠藤委員の意見 とほぼ同じですが、全体の指針の策定が急務であるという話と、本館とつくば分館の関係、 特に一旦白紙に戻して全体の流れを再整理してから具体的なプロジェクトに取り組むべき ではないかというかなり重要な御指摘をいただいているのです。この辺りはどちらかとい うと親会議で整理する話なのか、このワーキンググループで与えられているミッションの どの辺りまでを議論するのかというのは整理を先にしておいていただく必要があるのかな と、この意見書を昨日拝見してかなり思ったのですけれども、どういう感じで進めたらいい のかというのは、内閣府の方で何かお考えはあるのでしょうか。

○畠山課長 まず、資料全体の指針などということについては、どちらかというとその設備 の大きさ等とも直結し得る話だと思いますので、できればこのワーキンググループでもそ ういう方向性を目指すべきであるとか、そういうことについて御助言いただければいいか なと思ってございます。

2つ目のつくば分館との関係というのは、正に座長も仰いましたし、遠藤委員、小島委員の御意見もそうだと思うのですけれども、これから議論していく上での本質的なところであろうかと思います。この点につきましては、まず考慮すべきは、新しい公文書館をつくるに当たって真にどれぐらいのスペースがとれるのかということとも関連してくるところかなと思ってございますし、新しい公文書館につくば分館の機能は機能として、どこまで集客等の観点から機能を残すといいますか、置いておくことが妥当かということもあります。ですから、最終的には親会議である調査検討会議でお決めいただくことが大事かなと思いますけれども、一方で、今の段階でもこのワーキンググループの方で、こうした機能については保存・利用という観点からつくば分館よりも新館の方にあることが好ましい、望ましいという御指摘があれば、どんどん積極的に言っていただければと思っているところでございます。

○秋山座長 なかなか整理できたような、できていないような感じがあるのですけれども、本日、親会議から出席いただいている方もいらっしゃるのですが、その辺でアドバイスやコメントがもしありましたら、いただけますか。

〇井上委員 私は親会議の委員で参加しております井上でございますけれども、本日は小島委員のペーパー、それから、今、お話のあった遠藤委員の御指摘については、私も全く同感でございまして、親会議でも同じような指摘をさせていただいているところでございます。

特に、新しく建てる本館とつくば分館との役割分担の観点、それから、デジタル化と原本へのアクセスを重視するという考え方の役割分担といいますか、どの程度の重点の置き方にするか。これは財源に限りがありますので、財源をどのような観点で適正な配分をしていくのかということをしっかり決めないと、なかなか新館をどういう形で建てるかという話にまでいかないのではないかという懸念を持っているところです。

先ほど課長から、新館にどのぐらいのスペースがとれるのかどうかがまずあって、そうい

う点も考慮しながらというお話がありましたけれども、新館にスペースがとれる分、丸々とにかく公文書館の機能を盛り込むという発想ではなくて、むしろ新館を建てるには、この東京の都心に建てるということであれば、水害対策も必要ですし、防災の観点でレジリエンスも重要になってまいりますし、非常に費用がかかるわけです。ですから、その費用をかけてまで東京に原本の保存機能をしっかり置かなければいけないということについて、説得的な根拠ですとかエビデンスを示した上で考えなければいけないと思っていますので、本日お話に出たつくば分館と本館の役割分担、デジタルと原本の位置付けをどう考えるのかということについては、どこかでしっかり議論していただきたいと考えております。

○秋山座長 ありがとうございます。

ですから、青木委員の話などで言うと、優先順位をつけながら重要な機能を積み上げていくということをこのワーキンググループで整理するということもベースにあると思うのですが、一方で、どちらかというと予算制約やスペース的な制約がある中で絞り込んでいくという話と両方を検討しないといけないという感じになるのではないかと思うのですが、このワーキンググループは、一応3回程度を想定されていると思うのですが、私自身の考えとしては、本日は割と積み上げ型のイメージで、重要なものの優先順位をある程度ボリューム的に考えるのかなというイメージはあるのですけれども、それにしても、どちらかというと新館の話から進めるのではなくて全体像から始めるべきであるという本質論なので、正論なものですから、やや進めづらいなという印象はあるのです。

○松岡委員 親会議では、どちらかというと、どこにつくるのかということが今まで中心的な議論だったのです。ですから、ここをまず決めないことには何事も始まらないというところがどうしてもその議論の中にあって、どちらかというと先ほど仰っていた御指摘のあったような、どこをまず押さえるのかという部分の議論がまだ十分になされていないのではないかと個人的には思っています。ですから、そういう意味では、このワーキンググループと同時に並行してそういった部分についてもう少し議論を深めていかないと、ワーキンググループとしてもなかなか議論がしにくいのではないかと思っております。

○秋山座長 ありがとうございます。

ということは、合同会議的なものが要るのかもしれない、それを意図されて、本日、親会議の方も出席いただいているのかなとも思うのですけれども、そうすると、なかなか話が進めづらいのですが、先ほどの遠藤委員の話の中でもデジタル化のための空間、原本のための空間、あるいは活用のための空間のようなものをどこにウエートを置くのかと。その中の新館の機能はどこなのかということが、まず考え方として整理されるべきだという話をしていただいていますので、ただ、その話もつくば分館も含めた全体像の中での話ですね。その辺りは青木委員、俯瞰的な話が本日大事だという話になったので何か考えがあったら、お願いします。

○青木委員 正論から言えば、全体的に国立公文書館が本館とつくば分館をどういう形で 運営するのかということをきちんと機能分化がはっきりすれば、閲覧もそうですし、今は閲 覧も両方で行っているわけです。先ほども、このままデジタル化しても原本を公開していくのかということですが、これはあくまでもこの先10年はそういうことが起きるかもしれませんが、10年以降は、デジタル化したものというのはある程度そういう意味では原本を見なくてもいい状態にどんどん計画的に進めるべきだとは思うのです。ただ、原本を見せることは、展示施設とかそういう施設で接触させないといけないわけで、その辺りのところをつくば分館と今回の新しい国立公文書館がどうするのかということを見据えていくということが重要です。

ただ、世界各国いろいろ見てみても、なかなかお手本になるところがないのです。あくまでもフランスの場合は古い旧館があって、新しい館をつくったわけです。アメリカもそうなのです。とても象徴的な自由憲章が見られる本館があって、カレッジパークがあるというような形で、その辺りのところは、イメージとしてもつくり上げていく必要があるわけだと思うので、どうしても私などもカナダのガティノー保存センターを浮かべるのは、これは防災的な問題も含めて、ある部分きちんとした収蔵施設はつくば分館の方へつくることができれば一番増設的なところも含めていいとは思うのです。だから、財政的に防災を免震でという形でやっていったときには、とても(コストがかかる)機能です。国立国会図書館も、免震になっていなくて耐震なのです。その辺りのところは、今後そういう議論を積み重ねていきながら、少し整理していくしかないのかと。今のところ、私などは自分の報告でも言ったように、一番理想的に思うところのガティノー保存センターを思い浮かべるのですけれども、それだけではないだろうなと。もっと日本のオリジナリティーのあるような機能分化というものも考えていく必要があるのかなとも思いました。

○尾崎オブ これまでかなり時間をかけて、国会まで巻き込んで議論をしてきた経緯がありまして、どこにつくるのか、つくばか今の候補地かというような話は終わったと考えていただいた方がいいのではないかと思うのです。それで時間を費やしているのではなくて、生意気なことを言って恐縮ですけれども、その間いろいろな話があって、これをひっくり返すのは容易ではないです。これをひっくり返すとしたら、ものすごくエネルギーが要ります。だから、それは当ワーキンググループとしては、与えられた話だとお考えいただいて、その中でどのようにしていったらいいのかというのを御検討いただくのが一番建設的であるというように、余計なことですが、過去の議論とつなげて考えますと、そういうことではないかと思います。

内閣府、どうですか。つくばか、今、候補になっているところかというような話はもう終わって、あとは個別にどういうものをつくるのかとか、例えば研究所をつくばにつくるとか、そういう話は別ですけれども、本体そのものの話はもう終わっていると。

○畠山課長 正にどこにつくるのかという議論については、既に国会とも十分お話しさせていただいて、一定の方向性が出ているということであろうかと思います。その中で、今、御議論いただいているようなことにつきまして、当然、新しい館ができればそこに入れていくということで、できれば、それはそれで何でも詰め込むという形になるのかもしれません

けれども、そこには恐らく一定の制約があるとすれば、その中でどのようにつくば分館と新館とを分担していくのか、そういう御議論を進めていただくということではないかと思っているところでございます。

○尾崎オブ それから、費用の問題ですけれども、今の案というのは、簡単に言いますと、国会の所轄地から行政府の所轄地に変えるということなのです。ただ、国家全体として見るとただなのです。実はこれより安いものはないのです。他に名案があったら伺いたいと思います。だから、そういうことも前提として、もし土地を買えば、これが一番お金の掛かることでして、新たに東京都内に土地を取得するということであれば、それだけで話が飛んでしまうかもしれない。何とかいい公文書館をつくりたいというときに、しかも、これは最高の土地です。便利でもありますし、水にも浸からない非常にいい場所だと思うのです。だから、一番大きな費用の節約をやったということは、そのようなことを言う必要は全くないのです。だから、今まで誰も言ったことはないと思うのです。私もそのようなことは言ったことはないのですが、心得ておいていただいて、だから苦労したのだなということなのです。〇井上委員 いろいろありがとうございました。

私が言っておりますのは、今回新しく決まった土地に何もつくらないで、つくば分館に全部機能を移すべきだと、そういう話をもちろんしているわけではありませんで、保存機能をどうするのかということを考えたときに、例えば収蔵庫は基本的には一般の方は入れないという前提になっているわけですし、デジタル化の作業というのも一般の方に基本的に入っていただく場所ではないので、そういう意味では、そのような機能はひょっとしたらつくば分館の方に置く可能性もあるのではないかということでございまして、今、新しくつくることになったその場所に何もつくらなくていいという、ちゃぶ台をひっくり返すような議論をしているわけではございません。

それから、土地について、確かに国が持っている土地なのでということは仰るとおりなのですけれども、考えなければいけないのは、東京の土地は非常に限られているわけですが、もしその土地を他の目的に使ったらもっと便益が上げられるようなことがあるのだったら、国全体としてはそういうように使った方がいいのかもしれないと。それは頭の体操的な話ではありますけれども、基本的に取得費用がかからないということだけではなくて、機会損失といいますか、他のことに使えたのかもしれないものをやめて国立公文書館に当てるということの意味合いも考える必要があるかなと考えております。

○尾崎オブ それを世の中にお話しになったら、うちが使いたい、うちが使いたいと、延々に議論が続いてしまいますよ。だから、そこは公文書館というものについて先生方にも議論をしていただいて、そして、あの土地柄、建物で何をするのかという内容、国家の基本であり、アメリカの公文書館には「民主主義はここから始まる」と書いてあるぐらいですから、そういうようなものだから、認めていただいたわけですね。だから、他のものと比べられたらキリがないと思います。それぞれ自分のものが一番いいと思っている人ばかりなのですから。だから、そういう議論はお止めいただいた方がいいのではないかと思うのですけれど

も、無理なことを言っているでしょうか。

○井上委員 私は公文書館のことについて関わりだしたのは、非常に日が浅いので、全く的を射ていない発言も多いかと思いますので、その辺は御容赦いただきたいところでございます。

例えば他の諸外国の例を見ましても、中心地にあるのは本当に展示ですとか、そういった ものに特化して一般市民の方に展示・学習していただく施設が中心で、非常にナショナルモ ニュメント的なと申しますか、そういう建物で、国の在り方を形で示すというようなものが 使われていると。フランスなどでもそうですし、他でもそうだと思います。少し郊外にある のは、保存ですとか研究のための施設が非常に最先端の技術を用いて比較的余裕のある土 地でつくられているというパターンが多いと聞いたものですから、その形を踏襲する必要 は必ずしもないというのは仰ったとおりなのですけれども、それを考えると、日本の今回新 しく決まった憲政記念館のところには展示・学習がメーンになるような、建物もどのような 方に来ていただいても国の形を表すものとして、非常に象徴的なものをきっちりつくると。 より機能的なものは、どの程度置くのかわかりませんけれども、つくば分館に置くというよ うな考え方もあり得るとは思うのです。その考えを最初から排除してしまうのではなくて、 特に親会議の方でも私は何度かこういう発言をしているのですけれども、機能の分担に関 してはこれから話し合うところですと事務局からはいつも説明を受けていまして、それを 今後話し合っていきますということで昨年度の調査検討会議での議論は終わったと私は認 識をしておりまして、そうでなかったとしたら、もっと前にいろいろ議論させていただいて いたと思うのですけれども、そのような経緯なので、今の時点で発言をしているという次第 でございます。

○尾崎オブ 分かりました。どうもありがとうございます。

○秋山座長 今のような全体のスケジュール感というか、白紙に戻して時間をかけてという話ではないと認識しておりまして、ただ、今、井上委員が言われたように、つくばという場所と国会の前という場所の中で、全体のおおよそのボリューム感というか、この中でどのような機能を充実して、どうデザインしていくのかという話は、ある程度共通の認識、つまり、親会議の委員もどう考えていらっしゃるのかという認識と、我々担当しているワーキンググループの方で考えている認識がある程度すり合っていないと、変なものを詰め込んだもので最後に違うという議論になるのもまずいと思いますので、その辺りは親会議でも詰めていただくということをしていただきたいと思います。

考え方としては、立地上の問題で、どちらかというと展示などいろいろな方に見に来ていただいて、原本を含めて行政の歴史であるとか国家の歴史、全体をモノとして理解していただくというような場に持っていくのが大事で、その機能を充実した空間にしようというのは、全体の理解は得られていると思うのですけれども、実際、モノに落としていくとなるとそれがどれぐらいのボリュームなのという話は、かなり具体的な機能を盛り込むときの重要な要素になると思うので、早目に議論して大枠は決めていくということが必要かと思い

ます。

○内田委員 今、座長が仰ったのはそのとおりだと思います。種々の条件があるということと、資料保存全体の指針の策定、その中でとりわけプロセスの話、それから、原本、マイクロフィルム、デジタルデータという保存すべきデータのものをどうしていくのか、これが分からないとなかなか具体的な絵が描けないのは、そのとおりだと思うのです。

一方で、この資料保存全体の指針とか原本、マイクロフィルム、デジタルデータにどう重要性の差をつけていくのかというのは、公文書管理行政の本質そのものだと思いますので、これを確定するのはこのワーキンググループもできないし、我々の調査検討会議もできない。正式な審議会で議論し、場合によっては閣議決定をということになるかもしれないと思うのです。それを待っていたのでは先に進みませんから、結局作業仮説を立てるということになるのかと思います。その場合理念、こうあるべきだという部分と、それをボリュームに落とした部分と、この両方の仮説が必要になってくると思うのです。ボリュームの方は公文書館の実情から当てはめていくしかないのでしょうし、こうあるべきという方は、プロの方たちがお考えになれば、そんなにたくさん選択があるわけでもなく自ずと一つの方向が出せると思うのです。そうすると、その仮説づくりは、親会議でももちろん構わないし、ワーキンググループでも構わない。専門家である委員の方たちにこう思うよというものを幾つか出していただいて、それを事務局の方で整理をされて、先に進める。そういうことになるのかなと思います。

- ○秋山座長 非常に適切なコメント、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- ○福井理事 前回、親会議の方で私どもの館長から、つくば分館を含めて5万500平方メートル、ある意味、蛮勇なのですけれども、この程度の建物を欲しいという希望を出させていただいております。今回私どもが御説明させていただこうと思ったのは、5万500平方メートルの根拠を少しでも御説明させていただいて、こういう機能は一体化してあった方がいいのではないか、あるいは要らないのではないかという議論をしていただくということでございます。

本日もつくば分館との関係で話題になった中に、収蔵機能をどうするのかというお話があったのですが、これは今回まだ説明の中に入っていないこともございまして、どちらにどういう機能を持たせるのかというのはもう少し後でいいのかと、私どもとしては、作業的にはもう少し後にしていただければと思っております。まず、5万500平方メートルの話を一通り聞いていただければというのが希望でございます。

○秋山座長 そうすると、ただ、本日は時間が当初予定のところに来つつあるのですけれども、今の福井理事の御提案の話を割と近い機会に紹介いただいて、その中でどちらかというと仮説的にという内田委員の話で、仮説が1つでなくても、ボリューム感は2つぐらいあるのでもいいかと思うのですが、そういうものを早急に出した上で議論という感じの進め方かなと思いましたが、遠藤委員、何か御意見はありますか。

○遠藤委員 そうしていただけると、考えのベースになるかなとは思います。

○秋山座長 だから、現時点では仮説を勝手につくりづらいので、何人かの方に相談を持ちかけて内閣府の方でつくっていただいて、その仮説について議論いただくのと、福井理事から全体の話をしていただいてという感じの進め方で。

- ○福井理事 前回、親会議の方で説明させていただいたものがございますので。
- ○菊池オブ オブザーバーで参加させていただいている、菊池でございます。

実は私は2001年、今から15年前に国立公文書館長を拝命いたしまして、その後に本日御出席の松岡委員が、ちょうど中国、韓国辺りの東アジアの公文書館の関係の会議が日本で開かれていた、そのレポートをお書きになりました。当時の政府の中枢の方から私のところに電話があって、本当に日本の国立公文書館というのはそんなに遅れているのかということで、実は私もたまたまその前に韓国や中国の公文書館を見に行く機会がありましたので、実際に遅れていますと。何とかしないと、これは国際国家として、あるいは世界の中に伍していくということで、なかなか恥ずかしいことですと。折から、年金記録だとかいろいろ重要な政府の記録というものが跡形もなく、無くなったり、説明責任が果たせないというような状況で、これではいけないということで、尾崎オブザーバーなどにも御協力いただいて、公文書管理法というものを約10年かけてつくったわけでございます。

そこまでやってきて、その間には、内田委員が内閣府事務次官を務めていらっしゃったこともあるのですけれども、公文書の移管と保存の体制というものが、ある程度形が出てきたと。今度はその入れ物としての、往々にして箱物だということでないがしろにされてくるけれども、国民に目に見える形での公文書の保存と利用、そのメリットというものを見せる、将来に亘って子供たちにも見せられるような施設というものをつくろうではないかというところに議論が進んで、やっと検討が始まって、では、そのときの機能の在り方をどうするのかというところを、このワーキンググループでもって御検討いただくことになったわけです。

今さら、それをまた元に戻すような形で、つくば分館と本館をどういう形にするのだというようなことを、先生方の御知見を披露いただいて御議論いただくのはいいのですが、この検討を始めて今まででもう既に15年経っているわけです。これに関わっていただいている方々も、本当にそれこそ世代が変わってくる。まだこの後、どうするのかということの議論がないままに、先生方の御知見を披露いただいてこれはこうあるべきだ、これはこうあるべきだというような百年河清を俟つがごとき議論をここでまた始めてしまうといけないので、今までの議論を少し踏まえた形で、あるいは今、福井理事が仰いましたけれども、先の調査検討会議は国立公文書館の提案した資料でございますが、「新たな国立公文書館の機能・施設について」という現場からの要請としての機能が、5万500平方メートルというものが出ているわけです。先生方も御覧いただいたかもしれませんけれども、そういうものを踏まえて、ではここの部分をどうするのか、保存施設というのはどうあるべきか、その中でデジタルというのはこのぐらいのウエートが占めるということを御議論いただくのであったらよいのですけれども、全く一義に戻って、原本保存かデジタルが大事か、それは全部やった方

がいいよという話になって、それは正にそうなのだと思うのです。

学術的に言っても、ICAの中でもいろいろ議論が出ています。デジタル化したものの原本は捨ててもいいのだという国もあれば、それは残すべきだというところもありますし、韓国の例が出ていましたけれども、韓国の場合には、急激にデジタル化をしようということで、政府の閣議決定文書までデジタル化している形になっているのです。日本の場合には、相変わらず墨で書いて花押をする。事務次官会議も、みんな紙の文書です。それこそデジタル化と言うけれども、デジタル文書でもって決裁が行われるような分野というのは、内部的にはありますし、下位省庁などというのはそういう形になりましたが、まだまだそこまで実態として至っていないのに、あまりデジタル、デジタルということで、あたかも韓国のように閣議決定文書がデジタルになっているところと同じではないのだろうというところの検証がないままにそういう議論をしても、これは実態に合わないのかなと。

誠に失礼な言い草ですけれども、その辺りのところの今までの議論の経過というものを 踏まえていただいて、今度はどこまでにどういう結論を出すのかというところの先の着地 点を見定めていただいて、その着地点から逆算して、今回の会議では何を決めようと、こう いう議論をしようということを是非やっていただきたいということを、バイスタンダード として、失礼ですけれども、そういうことを是非お願いしたいと思います。

○秋山座長 分かりました。今までの歴史と蓄積がある中で、ようやく土地が決まって、プロジェクトが動き出しているときに、原則論から始めるのは今までの議論を踏まえていないのではないかという御懸念をいただいたと思っておりまして、重い御指摘であったと思います。

そういう重みの上で、既に出していただいている案を基に先ほどのどこにどういうボリュームを置くのかという話を確認した上で次の議論に入るということなので、本日具体的な議論に進む前提だったのですけれども、むしろ今までの歴史の重みをお話しいただいて実感ということなので、1歩というより半歩ぐらいしか前進しませんでしたが、次の議論につなげる議論になったと前向きに受けとめたいと思います。

○河内官房長 貴重な御指摘等、ありがとうございました。

分科会の先生方に、これまでの議論について私ども事務方の方からきちんとした現在の 状況、これまでの経緯というものを十分御説明できていなかった部分があろうかと思いま す。その点については、改めて御説明させていただきたいと思いますが、本日の御議論で、 委員、オブザーバーの先生方からも御指摘があったように、そもそもこの議論といいますの は、国会周辺の国民が利用しやすい場所に憲法や外交史料など、立法、司法、行政、三権全 ての歴史的に重要な文書を集中して保存、展示するということがどうしても必要なのでは ないかという部分がございます。

そして、同時に国会議員の先生方からも、全国から国会見学に訪れる小中学生を始めとする多くの国民の皆様が訪れやすい国会、霞が関周辺の土地を活用して、そうした公文書を活用する中核施設を整備すべきだというのが、大きな柱として認識をされ、ここまで様々な土

地を検討する中で、この憲政記念館敷地、跡地を利用するという方向になってきたということでございます。そこは場所の部分だけではなくて、そうした場合に、その機能・施設、いずれも諸外国の面で見劣りがするという中で、どの部分をどういう形でという部分につきましては、この新館、そして、北の丸本館、さらにはつくば分館との間の機能分担については、もとより、まだ完全に決まっているわけではございません。従いまして、その部分については、当然具体的な機能や所要面積を基本計画の段階で決定するに当たり、様々な幅がある状況だろうと思います。

本日、正に公文書管理行政の本質の部分につきましては、一つの大きな方向性というものを仮説という形で私どもの方でも示させていただかないとなかなか議論がしづらいというのは非常によく分かりますので、その部分につきましては、有識者の先生とも仮説という形で整理をさせていただき、そして、公文書館の具体的なリクエストとあいまって御議論できるような、そのような形で2回目、3回目を開催させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○秋山座長 そういうことで、これからスピード感を持って、先ほど言っていただいたように、ゴールを見据えながら適切に進めていくというように運営したいと思いますので、皆様の御協力、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

最後ですが、次回のことですけれども、調査検討会議の日程については、調整の上、事務 局の方から各委員に連絡をさせていただくという手筈になりますので、それも御協力をよ ろしくお願いします。以上で事務局にお返ししたいと思います。

○畠山課長 本日はありがとうございます。私どもからは、いただいた御指摘を踏まえまして、改めてよく考えて、また皆様方に御相談させていただければと思います。ありがとうございました。